

(参考) 個人情報等の漏えい事案等の事故が発生した場合の報告について

1. 協会の自主規制ルール「個人情報の保護に関する取扱指針」第 22 条第 1 項又は第 2 項に規定する協会への報告は、会員が個人情報保護関連法令に基づき監督当局に提出した「個人情報等漏えい等報告書」の写しを協会に提出することにより行うものとする。この場合、当該報告は、「一般社団法人 日本投資顧問業協会会長」宛に行われたものとして扱う。
2. 「個人情報等漏えい等報告書」の写しを提出する際は、連絡担当者の所属部署、役職名、氏名及び電話番号を付記する（メールによる提出の場合は、メール本文に記載するものとする。）。